

**令和4年度情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
第1回個人情報保護部会 議事録**

- 1 日 時 令和4年6月1日(水) 午前9時から午前10時30分
- 2 会 場 新潟市役所本館6階 第3委員会室
- 3 出席者
 - ① 委 員 高木委員(部会長)、梅津委員、山本委員
 - ② 実施機関 (保健管理課) 明間課長、山本係長、藤田主査、齋藤副主査
 - ③ 事務局 岩淵課長、石山室長、坂井主幹、福井副主査
- 4 議 事 「予防接種に関する事務についての第三者点検」
- 5 報告事項 「個人情報保護法の改正について」
- 6 議事概要

事務局 これより令和4年度新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会第1回個人情報保護部会を開催する。開催に先立ち、総務課長よりご挨拶を申し上げる。

【総務課長挨拶】

事務局 本日の審議会だが、審議会規則第5条第2項の規定により、定数の半数以上の委員のご出席をいただいているので、本会議は成立していることをご報告する。

なお、内山委員は本日、日程の調整がつかず、また、渡辺委員も出席予定であったが、急遽都合が悪くなり欠席というご連絡があった。

本日の議題等であるが、保健所保健管理課から諮問があった特定個人情報保護評価書の点検のご審議をお願いするものである。また、ご審議のあとに事務局より報告事項として、個人情報保護法の改正等について、現時点で把握しているものについてのご報告を予定している。

続いて、配付資料について確認をさせていただきたい。お手元に、本日の次第をご用意した。また、事前に本日使用する資料を送付させていただいたが、資料1、諮問書、資料2、評価書の概要、資料3、予防接種事務局概要図、資料4、全項目評価書、資料5、前回意見書、また、事務局から、報告事項として、改正個人情報保護法の関連資料をお送りしたところであるが、お持ちいただいているだろうか。さらに本日、右上に報告資料2、3とあるもの追加で配付させていただいた。そのほかに、ピンク色のファイルで個人情報保護条例の手引きと改正個人情報保護法もをご用意したところであるが、不足等はないか。

それでは、部会長よろしく願います。

高木部会長 ただいまから、議事に入る。実施機関の入室をお願いする。それでは、予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の点検について、実施機関から説明をお願いする。

実施機関 保健所保健管理課のワクチン接種推進担当の明間である。よろしく願います。

当課の案件であるが、新潟市予防接種に係る事務の特定個人情報保護評価書の点検である。当課評価書は、平成29年度に作成したものであるが、この度、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務が追加され、評価書に追記等が生じたこと、また前回から5年が経過し、再評価を行う必要が生じたことから、今回は内容を点検いただくものである。

はじめに、資料2、特定個人情報保護評価書の概要というものをご覧いただきたい。1ページ目下である。2、基本情報とあり、1、対象となる事務、(3)事務の概要というところである。こちらに、記載の予防接種法に基づく予防接種実施事務であるが、主には対象者への接種券の発行、接種記録の管理、他市町村との情報連携という内容になっている。この中で、今回新たに追加する新型コロナにかかる事務について、資料3をご覧いただきたい。資料3の予防接種事務概要、A3である。これは国で作成している図であるが、この図の、どちらかという上の方が従来の予防接種事務フローとなっている。

簡単にお話すると、上のほうの真ん中に保健所情報システムというものがある。情報システムの中に保有する接種対象者の情報等をもとに、小さい①が上にあるが、まず予防接種対象者が抽出され、接種券を発行する。システムから発行された接種券が住民に届き、②住民はその接種券を持って、医療機関等で接種を行う。そして、下にいき医療機関等、接種をした医療機関は接種記録を作成し、これを保健所に送付をする。④で、保健所では、接種記録を確認して、保健所情報システムへ入力するという流れになる。接種記録については、保健所情報システムの中に入っている予防接種台帳というところに記録されていくという形になる。この一連の流れは、すべて紙ベースで今まで行っていた。実際に、接種してから情報システムの予防接種台帳に反映されるまでは一定の時間を要するというような仕組みになっている。

そして、さらに右側にいくと⑤接種記録の副本を登録となっているが、ここの予防接種台帳が原本とすると、今度は情報提供ネットワークシステムというところに副本を一旦登録する。ネットワークシステムを介して、ほかの市町村からも照会に応じて接種記録を提供するというシステムになっている。これは、今まで従来の仕組みになっている。

今度は、本題は図の下側である。オレンジの破線で囲まれた部分である。ここは、今回新たに加わった新型コロナワクチンの予防接種事務となっている。図の中央に黄色くなっているところであるが、ここがワクチン接種記録システム。通常、我々はVRSと言っているものである。VRSは、全国の新型コロナワクチンの接種情報を記録しており、住民の転出による移動があっても、関係市町村がここから接種記録を入手して、接種券や接種証明書を発行できるように国が構築したシステムである。

このVRSを中心にした情報の流れとなっている。まず、VRSに接種対象者の情報を登録する。元の箱を作るというか。そのために、住民基本台帳システムから特定個人情報をVRSに取り込む。これは、上に先ほど説明した保健所情報システムがあって、その右側のところに、住民基本台帳システム等となっているものがあるが、ここから、ずっと線を下に引っ張ってきているが、赤い二重線である。この流れでVRSに特定個人情報ファイルが作成されるという形になる。

今度は接種記録を取り組むわけであるが、今度は図の左上、先ほど説明した医療機関等というところから、今度は黒い線が接種記録ということでVRSに下りてきている。左からずっと下りてきている。この流れで、左上の医療機関等がコロナワクチンの接種券にプリントされたOCRラインと言われる18桁の数字をタブレット端末で読み取ることで、即座にVRSに接種記録が登録されるという仕組みになっている。

このような形で、VRSに特定個人情報、接種記録が取り込まれ、これに対して大きく二つの方法でアプローチができる形になっている。まず一つ目であるが、電子アプリによる接種証明の発行である。これは、図の左下であるが、皆様ももうご存じで、もしかしたらもう使われていらっしゃる方もいるかもしれないが、ワクチン接種の電子アプリから個人番号、氏名等を受け取り、VRSから今度はまたアプリに対して接種記録等を返すという仕組みになっている。

今ほどアプリの話をしたが、接種証明書は紙ベースの申請も可能となっていて、個人番号を明記した交付申請書を受理した場合は、これをもとにVRSに接種記録を照会して、証明書を発行するという流れもある。これが、一つ目である。

二つ目であるが、他市町村からの照会に対する情報提供ということで、この図でいう大きな③のところである。右上の他市町村のところはVRSから赤い二重線が入っている。先ほどの保健所情報システムの場合は、情報提供ネットワークシステムという媒体というものが挟まっているが、VRSの場合は直接他市町村がVRSに照会できる構造になっている。

この他市町村は、だれでもVRSにアクセスできるわけではなく、あくまでもLGWANという市町村が使っている、行政専用のネットワークを介していないとVRSの中身が見れないという仕組みになっている。簡単ではあるが、新型コロナワクチンの予防接種事務の概要は以上となる。

資料2にまた戻っていただけるか。資料2は、今度は2ページ目になる。資料2、2ページ目の中ほどから3、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策となっている。こちらの説明であるが、新型コロナの予防接種事務においては様々な記載をされているが、記載のとおり特定個人情報の入手、使用、提供、移転、保管、消去等の各プロセスの中で様々な対策を取って、情報漏洩等のリスクの低減に努めている。

あと、今回は5年に1回の見直しということで、従前の接種事務についてであるが、こちらには特段の追加や修正等はないので、資料4への掲載は割愛をさせていただいている。

続いて、資料4をご覧いただきたい。少し厚めのもので、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）である。これまでの説明に基づき、こちらの評価書に追加を行っている。めくってもらおうと分かるが、追加部分はピンク色の背景になっているところ。こちらが今回追加した部分になっている。ボリュームが多いこともあるので、のちほどこれをご確認いただきたい。よろしくお願ひしたい。

個人情報保護評価は、本来は事前評価が原則となっている。ただ、本市において、これまで3回におけるワクチンの迅速化と円滑な接種に全力で対応してきたという関係もあり、大変申し訳ないが、事前評価の実施が困難な状況であった。結果として、本日のタイミングで事後評価となってしまったことについて、この場をお借りして委員の皆様にお詫びを申し上げるとともに、何卒ご理解を賜るようよろしくお願い申し上げます。

最後になるが、資料5、特定個人情報保護評価の点検について（意見）というものである。これは、前回の平成29年3月であるが、予防接種の事務の審議会で二つご意見をいただいている。

まず一つ目であるが、可能な限り再委託を減らすように継続的に検討してくださいというよ

うなご意見であった。ただし、現時点では、委託業者の営業拠点が新潟市内にないということで、システムの緊急対応のようなメンテナンス等は当該システムへの専門知識をもつ、市内に営業拠点を有する別の業者へ再委託せざるをえないという状況になっており、この状況はなかなか今は変えられないというところである。当然ながら、再委託に伴うリスク回避のために、委託業者と同様に再委託先からも誓約書を徴取して順守を義務づけているものである。

2番目のご意見はデータの保存期限について、事務の特性等を考慮して、継続的に検討してくれというご意見をいただいた。こちらについては、ワクチンの種類によって効果の持続年限、接種回数が異なるという中で、ワクチンそのものの効果の評価、健康被害に対する評価、対応というものもあるので、ワクチン接種に関する情報に関しては、ご本人の死後も含めて長期的にデータを保有する必要があると考えて、先ほどご説明した予防接種台帳、接種履歴データという部分に関しては、本市においては平成30年度末から、いわゆる常用対応、ずっと長期で持ち続ける対応とさせていただいている。

データ保存期限の問題について、全国共通の課題である。本来は、我々というよりは国が指針等を示すべきだと考えている。なお、現在は国でも検討が進められていると聞いているので、引き続き、国の動向等を注視してまいりたいと思っている。

よろしくご審議をお願いしたい。

高木部会長 ただいまの説明に対して、ご質問はないか。今の説明にあった資料5の評価書の対応については説明を聞かせていただいたが、評価書そのものに何かフィードバックしているのか。

実施機関 この1、2の質問に対する回答が評価書に記載が必要ということか。

高木部会長 そこまで対応しなければいけないという性質のものではないと思うが、検討した結果が何か評価書に反映されたのかを確認しておきたかったのである。

実施機関 今のところはそこまでしていない状況である。今回、ご質問に対する回答という部分は評価書には該当する項目がなく、今のところ、それは反映していない状況である。書かれてはいないが、内情としてはそういう形で対応しているというご理解でよろしいかと。

高木部会長 そうすると、今回同じような内容を意見としてあげないと、継続して検討するということがどこにも残らないということになるのか。

実施機関 おっしゃるとおりである。そうしたら、その内容を今回、評価書の然るべき場所に追記させていただきたい。そのような形でよろしいか。

高木部会長 何らかの形で引き継いでいただきたい。こういうことを検討しなければいけないということが分かるような形で整理がされると、今回で途切れてしまわなくていいのではないかと。

実施機関 おっしゃるとおりであるので、今回は、何を今継続して検討していかなければならないのかということの評価書に追記をさせていただきたい。

高木部会長 どのように記載するかは現場の判断もあると思うので、今発言をした趣旨は継続性というところを考えていただきたいと思ったのである。

実施機関 承知した。

高木部会長 ほかにないか。資料3、従来のシステムと新型コロナの事務ということで、追加の内容が多く大変だったのではないかと思うが、このシステムは、二つのシステムが独立して基本的には動いていると考えてよろしいか。

実施機関 そのとおりである。VRSはあくまでも国が設置した全国共通のシステムであるし、保健所システムは各自治体で作っているシステムという形であると理解している。情報提供ネットワークシステムというところはまた別になるのかと思うが、そういう形になっている。

高木部会長 この図を見て、おそらく独立して動いているのだということは理解できたが、入ってきたデータをどちらのシステムで扱うかということはどうなるかというように決まってくるのか。

実施機関 今、新型コロナに関する情報については、もっぱらVRSを中心に今、運用されている。一方で、VRSというシステムが今後、未来永劫存続するかどうかということについては、まだ国から判断が出ていないところである。当然、我々は保健所システムの中で予防接種台帳という市民個人に対して、この方がどのような接種履歴があるのかといったものをきちんと留めていかなければならないということがあるので、基本的には、VRSから保健所システムにも予防接種台帳に接種履歴というものをある程度吸い上げておく必要が当然あると思っている。そうすると、もしかしたら新型コロナの関係が一通り落ち着いたあとで、VRSは、例えば国は運用をストップとかそうなった場合は、この従来の仕組みの中で今後、新型コロナウイルスのワクチン接種に関する履歴を管理していくということも可能性としては視野に入れていく必要があるのかとは認識している。

高木部会長 そうすると、VRSで使った個人情報の取扱いについては、システムがなくなると、システムが終わったので使わないデータとして整理をすることは仕方ないと思うが、そのときの個人情報保護という観点からデータをどうするかということについて、システムがなくなると同時にあまり注意を払われずになくなってしまおうという危険性はないか。

実施機関 具体的に、今なくなるかどうかはまだ分からない状況ではあるが、当然ながら全国共通システムであるので、おそらくはまず、最初に各市町村が持っている保健所システムのな予防接種台帳に対して、VRSに入っているデータをしっかりとまず移行するという指示が出てくるのではないかと予想される。そのうえで、VRSは国が設置したシステムであるので、国で責任を持ってVRSに入っていた個人情報等を抹消する形で動いていくのではないかとすることは個人的には今、想定をしている。

高木部会長 承知した。

実施機関 どうなるのか、正直まだ分からないところである。

高木部会長 VRSというシステムは、今後また現場で合わせて修正とか、改編が加えられると理解してよろしいか。

実施機関 そうである。そもそもワクチン接種そのものが、この先どういうふうな動きになってくるのかということも全く今見えてこない状況なので、当然、4回、5回と増えていくとなると、VRSもこの形のままでいいのかという議論が当然出てくるだろうし、まだまだこういう形で安定的に存続するとは考えられない状況かとは思っている。

梅津委員 本題ではないが、接種票の読み取りの部分で、今回のシステムの場合は個人情報の流

出とか、万が一のことがないと考えてよろしいのか。

実施機関 私どもはそう理解している。特定個人情報とは当然、A I—O C Rで読み取る中には入っていない。

梅津委員 18桁だけで個人情報ではないと。

実施機関 医療機関が読み取る情報は LGWAN ではない外部ネットワークで取り込まれるはずであるので、基本的には外部からのアクセスである。

梅津委員 取り込む時点でも特定個人情報は入らないので問題ないと考えればよいのだろう。

山本委員 現状は、V R Sから市のシステムにフィードバックする仕組みはないが、いずれどこかの段階でできる可能性がある。どういう仕組みになるのかは本来、国が示すべき話だと思うが、そのような時にもまた個人情報保護部会で議論をすることになると思われる。今のシステムでは、マイナンバーと接種記録を紐付けて、V R Sで管理しているのか。

実施機関 そうである。

山本委員 現段階では、市の予防接種の仕組みを見直している暇は多分ないと思うが、将来的には紙ベースはやめようという話になる可能性はあるか。

実施機関 これに関しては、正直どうなるのかということは何とも言えない部分もあるが、ただワクチン接種は非常に種類の幅が広い。それから、接種のタイミング間隔とか対象者なども非常に雑多になっており、それをうまく一括的に管理できるようなシステムの構築が可能かというところはなかなか現状そう簡単にはいかないだろうということをし少し思っているところである。

山本委員 そうであれば、むしろアナログのほうが管理しやすいという可能性もあると。

実施機関 本当は、そういう時代ではないが。

高木部会長 ほかにご意見はないか。

山本委員 V R Sの仕組みを見直す段になれば、また評価の作業も多分入ることになるはずだろう。ただ、そのときの感染状況次第等によっては、事後になる可能性もあるということではよろしいか。

実施機関 当然、原則は事前であるので、早い段階でそういった情報が分かるようであれば予め事前審議をお願いしたいと思っている。

山本委員 もし市のシステムにフィードバックするという仕組みが出たときは、可能であれば事前のほうがいいのかという気がしている。ただ、これも事柄の性質上無理がある場合は強いわけにもいかないもので、それはまた適宜ご判断いただければということである。

梅津委員 法律の改正後は、山本委員のお話の内容は国の個人情報委員会で一括して審議することになるのか。

山本委員 個人番号が載っているので、番号法の管轄になるということだろう。

事務局 事務局の現時点での認識としては、マイナンバーに関しては、法改正があっても、従来どおり第三者点検は継続していくという考え方になる。ただ、担当課が申し上げたように、国が今後どういうふうを考えていくかによるかもしれないので、第三者点検が必要かどうか、今の段階では何とも申し上げられないところかと思っている。

高木部会長 よろしいか。それでは、ただいまの案件について、個人情報保護部会の意見を取りまとめることとしたい。意見書については、部会長に一任いただければ、文言等を整理したうえで事務局から通知させていただくこととしたいが、よろしいか。

これで、議題について終了する。実施機関の皆さんはご退席をお願いします。

次の案件に移る。改正個人情報保護法による条例の改正等について、事務局から報告をお願いしたい。

事務局 令和3年度の3月に開催した個人情報部会において、個人情報保護法の改正等の概要について説明したところであるが、4月28日に国から事務関係の正式なガイドラインが示された。現在、事務局でガイドラインを読み込んでいるが、本市においてどのような影響があるのかについて概要を説明したい。

まずは、右上に報告資料とあるものをご覧いただきたい。内容を少し読み上げる。改正個人情報保護法の円滑な施行に向けて、既にご案内のとおり、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、個人情報保護に関する法律等について改正等が行われたところです。本改正の趣旨は、国や地方のデジタル業務改革の推進に伴い、公的部門で取り扱うデータの質・量的な拡大が不可避であることに対応するため、①独立行政委員会である個人情報保護委員会が、民間部門に加え、公的部門における個人情報の取扱いも一元的に監視監督する体制を確立するとともに、②活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法令による規律により生じてきた旧法制の不均衡・不整合を是正することを通じて、個人情報保護法がその目的とする個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の一層の保護を図ることです。本改正内容のうち、国の行政機関・独立行政法人等における個人情報等の取扱いに係る規定については、令和4年4月1日から施行されており、地方公共団体の機関・地方独立行政法人における個人情報等の取扱いに係る規定については、令和5年4月1日から施行される予定です。改正法の円滑な施行に向けて、複数回にわたる説明会を開催するとともに、その後寄せられましたご質問についても個別にご回答しているところです。つきましては、1年後の改正個人情報保護法の全面施行を控え、各地方公共団体におかれては、引き続き円滑な施行に向けたご協力をいただきたく、下記のとおりご連絡致します、とある。

次のページをご覧いただきたい。改正個人情報保護法を踏まえた政令、規則、ガイドライン等の改正について、とある。これまでの説明会および個別にいただいたご意見・ご質問等も踏まえて、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令、個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政担当編）の一部を改正する告知を定めるとともに、令和5年4月1日以降、地方公共団体の機関および地方独立行政法人に対して適用される個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）、個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）を公表しました。改正内容などについて、改めてご確認いただくとともに、担当者の人事異動がありましたら適切に引き継いでいただきたい、というような記載となっている。

参考までに、次の右側のページをご覧いただきたい。中ほどに、3、個人情報保護委員会事

事務局における担当窓口等についてとあり、国の個人情報保護委員会においては調整窓口を用意し、担当を配置して、直接対応をするようになっている。この資料において記載されているように、様々な改正やガイドライン等が示され、国のホームページでも掲載されている。事務局で現在、資料の内容を確認しているところである。

続いて、右上報告資料2をご覧ください。ガイドラインの抜粋である。地方公共団体における条例の改廃とある。個人情報保護法の改正に伴い、全国の地方自治体も個人情報保護法の施行条例というものを制定することになっている。ただし、条例に規定されることが想定されるもの、規定が置かれることが許容されるもの、そして規定が置かれることが許容されないものの三つに整理されている。

まず、規定されることが想定されるものであるが、本人の開示等請求における手数料を定めるということ、それから行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料を定めるということの二つが想定される。

続いて、規定が置かれることが許容されるものとして、条例要配慮個人情報の内容、個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項、開示等請求における不開示情報の範囲、開示請求等の手続き、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問となっている。これらについては、条例にどの程度反映させるかのたたき台などを作り、個人情報保護部会にて、意見をいただきたいと考えている。

最後に、規定が置かれることが許容されないものとして、個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定、令和3年改正法の規律に加えて、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定、オンライン結合に特別の制限を設ける規定、目的外利用・提供を行う場合に典型的に審議会等の諮問を要する旨の規定、開示請求等の手続きについて、令和3年改正法の規定よりも処理期間を延長する規定、個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱い等に関する独自の規制が示されている。

次に報告資料3をご覧ください。現行の新潟市条例の内容を左側に、右側に改正法で示された内容を記載している。

まず1番目、個人情報の定義である。個人情報については、個人に関する情報に死者の情報を含むと当市においては規定しているが、法律においては生存する個人情報が対象になるので、死者の情報は含まれない。ただし、国の見解としては、死者に関する情報が、同時に遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り当該生存する個人を本人とする個人情報に該当するとのことだが、具体的にどのようなケースが該当するのかがまだ不明確なところである。新潟市は今まで死者も個人情報としており、死者に関する個人情報の開示請求も家族の方ではできたのだが、改正法では死者は個人情報に含まれないということになるので、死者の情報についての取扱いが当市ではなくなるということになる。事務局としては何らかの形で死者の情報に関する規定を設けることを検討していかなければいけないと考えている。それが条例によるものなのか、要綱等になるのかはあるのだが。

次に、2、実施機関の定義である。条例においては、実施機関に議会や新潟市の土地開発公社も含めていたところ、法律においては議会および新潟市土地開発公社は実施機関対象外とされた。国としては、国会や裁判所も独立して、それぞれが個人情報保護法を保有しているということであるので、これについては地方公共団体も同様の取扱いをするようにということである。このことについては、すでに新潟市の市議会と土地開発公社に話は伝えており、来年度それぞれが新たな規定を設けるということで準備を進めているとのことである。

続いて、3、要配慮個人情報である。この規定については、条例に規定はないが、改正法においては、法の第2条第3号に、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう、と定義されている。

続いて、4、要配慮個人情報の取扱いであるが、条例においては条例第7条第2項に、原則基本的人権の侵害につながるおそれのある次に掲げる事項に関する個人情報は収集してはならないとうたっており、1、思想、信条および宗教に関する事項、2、犯罪に関する事項、3、人種および民族に関する事項、4、その他社会的差別の原因となる事項は収集してはならないと定義しているが、改正法においては、その取扱いの制限はないようである。

続いて、5、個人情報の保有制限であるが、条例においては規定してはいないが、条例7条には事務の目的を明確にし、という規定はある。法律においては、法の第61条第1項において、法令の定める所掌事務または業務を遂行するため、必要な場合に限り、かつ利用目的をできる限り徹底しなければならないとしている。

次に、6、個人情報収集の制限である。条例においては、原則個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならないとしているところ、法令では本人収集の原則を定めた規定は設けていないようである。

続いて、7、個人情報の目的外利用や提供である。条例においては、第8条において原則禁止であるが、例外規定として、法令に定めがある、本人同意がある、出版、報道等で公にされている、個人の生命、身体または財産の安全を守る、内部利用の場合で、相当の理由がある、審議会の意見を聴いて、実施機関に特に必要があると認めるとき、については、目的外利用や提供を認めている。法律においても、第69条関係において原則禁止だが、例外規定として、法令に基づく場合や本人同意があれば目的外利用や提供はできるとされている。

続いて、8、個人情報ファイル簿の作成である。現在新潟市においては、個人情報を取り扱っている場合、取扱い件数にかかわらず、個人情報を取り扱っていれば、各担当課が個人情報取扱事務登録簿というものを作成している。法律においては、登録簿ではなく個人情報ファイル簿というものを作成し、公表することになる。ただし、対象になるものが、本人の数が1,000人以上の場合に公表するということになっている。

続いて、9、開示請求の決定期間である。当市においては、条例第17条において、開示請求について定めている。そして、請求があった日から15日以内に開示するのか、あるいは開示できないのか等を決定するとなっている。しかし、法律においては、開示請求があった日か

ら30日以内に決定すると定めている。国のガイドラインでは、法の施行条例で、30日以内の任意の期間とすることは認められるとのことで、事務局としては、現時点では請求者の利便性を考慮し、従来どおり、請求のあった日から15日以内に決定ということで、引き続きその期間を維持していきたいと考えているところである。

続いて、10、開示請求の手数料だが、当市には規定がない。ただ、写しの交付においては、例えばA4一面であれば10円の実費負担をいただいている。しかし、国の法律においては地方公共団体の機関に対し、開示請求する者は条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない、とされている。つまり手数料の規定を設けなければいけない。国としては、1件当たり300円の手数料を徴収しているということのようであるが、ガイドラインによると、実費の範囲内であれば、算定方法を工夫した適当な額とすることや、手数料の額を無料とすることも可能であると示されている。

事務局においても検討中であるが、個人情報保護制度については、国の法律のもとでの運用になるが、情報公開の条例については、来年度以降も引き続き各市町村が運営していく。情報公開条例において手数料は徴収していないので、情報公開との整合性や他の政令市においても、手数料を無料とするというような規定を設けることについて検討しているという情報があるので、その辺りを参考にしながら方向性を考えていきたいと思っている。

続いて、11、匿名加工情報制度だが、条例に定めはないのだが、法律においては、匿名加工情報を作成し提供しなければならない、となっている。

匿名加工情報は、個人情報を個人情報の区分に応じて、次の措置を講じて、特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することはできないようにしたもの、ということである。都道府県と政令市に対し、来年度から匿名加工情報を作成し、民間の業者等に事業の募集をかけるということを求められた。個人情報ファイル（行政機関等匿名加工情報）について、事業（新産業の創出または活力ある経済社会もしくは豊かな国民生活の実現に資するもの）に関する提案を募集、提案した者から、手数料を徴収するとのことである。要するに個人情報ファイル簿をホームページに載せて、新産業の創出等など、国民に寄与できるような事業提案などがあれば、それらについて手数料を取って加工情報を提供するということになる。ただし、募集をして、提案があったとしても内容を確認したりするなどの審査する場を設け、業者とのやり取りをしたうえで契約を結ぶということになっている。国の想定している手数料としては、1件当たり2万1,000円、さらに加工情報の作成として1時間当たりごとに3,950円。そして、作成を委託した場合に、当該委託を受けたものに対して実費を支払う等のものを合計して手数料とするようであるが、自治体ではこのような具体例がないので、来年度募集をかけても応募があるかどうかは分からない状況である。

ちなみに、千葉県のある市で、介護保険の実績とその世帯の所得状況についての加工情報をもとに、介護サービスを受けている方に所得に応じてさらに有益なサービスの提供ができるようにとのことで、1件提案があったということを知っている。民間では、例えば、ICチップの入ったバスカードのようなものがあるが、バスに乗った履歴や年代などを含めて分析したう

えで、新たな事業の展開にというような事例があるのだということは聞いているが、行政の情報についてはどのようなものが活用されるかは分かっていない。

最後に、12、審議会である。個人情報保護部会の関係であるが、従来は審議会の意見を聴くというような規定があり、条例では、第6条で個人情報取扱事務の登録、第7条で収集の制限、第8条で利用および提供の制限、第9条でオンライン結合による提供の制限、第13条で個人情報の開示を請求できるもの、第29条の2で指定管理者に対する措置等において審議会の意見を聴くことができるという規定を設けている。

しかし、法律においては、地方公共団体の機関は、条例の定めるところにより個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機会に諮問することができるとなっている。こちらについては、新たな条例に審議会についての役割を入れることを考えている。国のガイドラインでは、特に必要な場合とは、個人情報保護制度の運用やそのあり方について、サイバーセキュリティに関する専門的な知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であることを合理的に判断される場合をいう。この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない、となっている。今後、委員の皆様からも意見をいただきながら、個人情報部会についての役割について、条例に何らかの形でうたっていきたいと考えている。

以上、簡単ではあるが、条例の改正、あるいは市の制度について見直しを図らなければいけない部分の概要についての説明になる。

高木部会長 ただいまの報告に対して、ご質問があればお願いします。ベースになるのが法律になるということで、地方公共団体における特殊な定めというのは法律上規定されていないということでもよろしいか。法律が一本化されたということで、ベースは同じだということでも理解しておいてよろしいか。

事務局 ベースは改正した個人情報保護法であるので、各地方公共団体もこの法律のもとで行う。

高木部会長 地方公共団体だから特別に考慮しなければいけないということは法律上ないということか。

事務局 一部、民間だけが対象ということもあるとは聞いているが、そこまでの詳細は把握していない。基本的には個人情報保護に関する法律が全国的にはまず一本化されるということになると。

高木部会長 そうすると、いろいろ考えていかなければいけないときに、地方公共団体だからという理由は特につけてはいけないということか。

事務局 独自の解釈というものがなくなると。こちらの部会で、例えば目的外利用で審議をいただいたことが過去にあったと聞いているが、そういうものは一切審議会ではやる必要がないということである。そういう役割は審議会としてはなくなる。あるいは、個人情報の開示等でも、今まで条例のもとでやっていたので、地方公共団体によって解釈なり差違があったかもしれないが、来年度からは建前上どこの地方公共団体でも基本的には同じような解釈で取り扱うということになるかと。

梅津委員 参考にお聞きしたいのだが、8、10、11は新しい項目だと思うが、1,000人以上で作成する個人情報ファイル、そして個人情報ファイル簿はホームページで公開されることだが、個人ファイル簿はどんなイメージになるのか。

事務局 内容は、例えば氏名や性別など、個人情報ファイルにどういう情報があるかというものの項目を出すことになる。これまでの登録簿と項目はそんなには変わらないのではないかと。

梅津委員 登録簿は公開されているのか。

事務局 登録簿は備えてはいるが、ホームページにはでていない。

梅津委員 そこを一步進めてホームページで出すと。そうすると、企業などから提案が来るといふ想定だと。

事務局 そうである。新潟市の場合にはこういう情報がある、なので活用してみようかということで、応募提案があり、情報を保有している担当課と協議したうえで、契約を進めていくような形になるのではないかと。

梅津委員 項目は細かいのか。

事務局 国や、すでにもうこれに対応している自治体のファイル簿を見ていると、項目が何十項目あるものもある。

梅津委員 これを公開するという自体は、個人情報の委員会には諮らず、市の判断で公開するということになるのか。

事務局 そうである。

山本委員 個人情報の定義やその運用が自治体ごとにばらばらなものを全国で統一して、ビッグデータを利活用させるということが今回の法改正の主眼である。改正個人情報保護法の下での自治体の条例は基本的には施行条例となり、自治体の審議会は、番号法メインの審議会になるという風にも見える。審議会での議論も、「特に必要」な場合とあるが、これも典型的に規定してはいけないとされている。ところで、資料2で許容されるものの中に個人情報取扱事務登録とあるが、これについては何か定めを置く予定はあるのか。

事務局 登録簿と、ファイル簿を両方作成してもいいということではあるが、二重に持っていることはあまり意味がないのではないかと。事務局としてはファイル簿に切り替えたいと。経過的に数年をどうするかということはあるが。

山本委員 死者の個人情報に関しては、定義上は個人情報ではない。条例に何らかの形で定める予定はあるか。

事務局 定めるわけではないとは考えている。悩ましいところであるが、条例で定めるとなると、個人情報保護条例と同じように、請求がありそれに対しての決定となると行政処分になるので、決定に対する不服がでたら審査をどうするのかという話になる。参考になるか分からないが、例えば札幌市は死者の情報は定めていないが、要綱で死者の情報の取扱いを規定している。都道府県レベルだと死者を含めているところが新潟市と同じようにあるので、参考にしながら規定していかなければならないと考えている。

山本委員 今年度中ということは、年度末の議会で制定するというスケジュールか。他の状況も調査する必要があると思うが。

事務局 他都市とも情報共有はしているが、理想を言うと、新潟市においては12月議会にと考えているが、なかなかタイトではある。今後の予定としては7月5日に個人情報部会を開催するが、その際にたたき台の条例案をご提示できればと。いずれパブリックコメントを行い、このような方向での条例を考えているということで、部会や全体会でも意見をいただき、議会上程したいと思うが、果たして12月に間に合うのか。場合によっては、パブリックコメントをすれば、市民には来年からこうなるということを周知できるのであれば、年度末でもやむを得ないと思っているが、他都市でも12月なのか年度末なのかかなり分かれているところである。

高木部会長 7、目的外利用に関係するが、今まで個人情報保護部会でいろいろ議論をしてきたが、今後はどこが判断することになるのか。

事務局 基本的なイメージとしては、すべて個人情報保護委員会が判断する形になるかと。したがって、最初の資料でご説明したように、各ブロックに担当を置いているが、何かあれば個人情報保護委員会に確認を取るといったような流れかと。例えば目的外について、法律では本人の同意があるときなど例外規定があるが、実施機関で何か疑義があれば、個人情報保護委員会に聞くということになる。

高木部会長 個人情報保護委員会というのは。

山本委員 独立した国の機関で、これまでは民間事業者の個人情報保護の監督をやっていたが、法律が統合されたことにより、全部個人情報保護委員会が請け負うということになると。

高木部会長 承知した。

事務局 各課で照会するのか、取りまとめて照会をするのかとかいうことについてはどちらでもいいということはある。その辺のルールをどうするか。また、監視監督のもとでやるわけなので、例えば100人以上の個人情報の漏洩があった場合には報告しなければいけないとか、条例の改正もその都度報告をしなければいけないというようなこともある。

高木部会長 国が目的外利用を推し進めるための枠組と考えるが、細かい議論が果たして担保できるのかと。

事務局 国としても個人情報保護委員会には専門職員がいるので、そこで統一的な見解を示すことができるという話のようではあるが。

高木部会長 とにかく、これまでの部会としての役割が別になるということは理解できた。事務局にお返しする。

事務局 何か個別にご質問等があれば、いつでも言っていただければと思う。今回は、7月5日火曜日の午前に開催を予定している。まず、第三者点検としては、市民生活課の住民基本台帳関係の予定である。また条例改正についての報告も考えているので、何卒よろしく願います。以上をもって、本日の個人情報保護部会を閉会する。